

広報誌「掲示板」は毎月発行しています。過去の記事はホームページの掲示板サイトをご覧ください。

みんなが健康で明るい職場と家庭が願い



養父市 養父神社狛犬

掲示板

兵庫県建築健康保険組合

2026年2月16日 No. 265

TEL : 078-997-2311 FAX : 078-997-2328
E-Mail : hyougokenkentu@mub.biglobe.ne.jp
URL : <http://www.hyogo-kenchiku-kenpo.or.jp>

医療保険制度改革の方針決定

現役世代の負担軽減に向けた 改革の実施を要望

政府は、昨年末に医療保険制度改革の方針などを踏まえた来年度の予算案を閣議決定しました。この改革は、現役世代が減少し高齢者数がピークを迎える2040年ごろを見据えた「全世代型社会保障」の構築に必要な政策となります。今回の方針には、増大する医療費への対応や応能負担の在り方を基本理念とする高額療養費制度の見直しや現役世代の保険料負担の軽減を目指す「OTC類似薬」の保険給付範囲の見直しが盛り込まれました。高齢者医療における負担の在り方に関する具体的な制度設計は2027年度中に行うことと整理されました。



患者負担に月ごとの上限を設ける「高額療養費制度」では、今年8月から現行の「自己負担限度額」が引き上げられるほか、2027年8月からは限度額を定める所得区分が細分化されます。低所得者や長期療養者に配慮した仕組みも取り入れつつ患者負担を段階的に増やすことで、厚生労働省は、健保組合における加入者1人当たりの保険料軽減効果を▲2,100円と試算しています。

一方、医療用医薬品のうち一般用医薬品と同じ有効成分を含み、用法・用量や効能・効果が似ている「OTC類似薬」については、患者の状況や負担能力に配慮しながら「特別の料金」を求める新たな仕組みが創設されます。皮膚保湿剤や抗アレルギー薬など77成分（約1,100品目）を対象に、「薬剤費の4分の1」を患者本人の自己負担に上乗せする方針が示され、2027年度中の実施に向けた法改正を予定しています。今後、患者などへの丁寧な周知・広報が求められるでしょう。

今回の改革で一定の保険料軽減効果が見込めるものの、過重な負担をしている現役世代の保険料負担の抑制を最優先に取り組まなければ医療保険制度を維持していくことはできません。健保連・健保組合は、昨年9月発表の『「ポスト2025」健康保険組合の提言』を踏まえ、現役世代の負担軽減に向けた改革の実施を引き続き強く要望していきます。

「すこやか健保 2026年2月号」（健康保険組合連合会 2026年2月2日発行）

無断転載を禁ずる

● 「子ども・子育て支援金」制度が始まります

～令和8年4月分保険料（5月納付分）から拠出させていただきます～

人口減少、働き手の不足は深刻な問題であり、少子化に歯止めをかけることは喫緊の課題です。

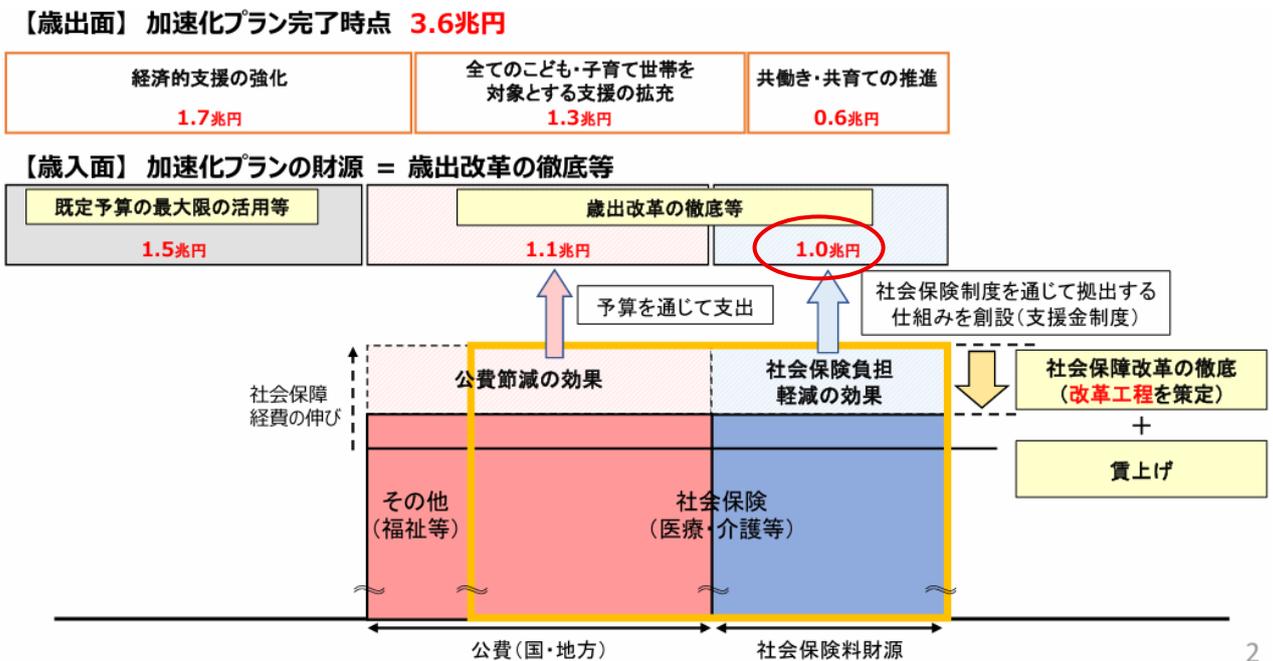
子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える、新しい分かち合い・連帯の仕組みです。

若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指して2023年12月に子ども未来戦略「加速化プラン」が策定され、3.6兆円規模の子育て支援の抜本的拡充に取り組むこととされました。

「加速化プラン」により新設・拡充する制度であって、対象者に一定の広がりのある6つの子育て施策に全世代で子育て世帯を支える子ども・子育て支援金が充てられることとされました。



【財源構想は次の図のとおり】



健康保険組合は、子ども・子育て支援金を国に代わって徴収し、国に対して納付します。

令和10年度の完成(健康保険の負担額1兆円)に向けて、令和8年度(健康保険の負担額6,000億円)から支援金の額は毎年増加していきます。

国から健康保険組合に示された、令和8年度の支援金率は2.3%です。令和8年4月分保険料から2.3%の支援金を健康保険料に加えさせていただきます。

子育て世帯の家計を応援します

児童手当が拡充します

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

(24年10月から)

所得制限なし	児童手当(月額)	
	0歳～3歳未満	1.5万円
	3歳～小学生	1万円
	中学生	1万円
	高校生	1万円

第3子以降 3万円

※多子世帯のひとり親世帯は要査し

出産等での経済的負担を軽減します



Step.1 出産育児一時金の増額

～2023.3.31
1児につき42万円

2023.4.1～
1児につき50万円

Step.2 出産費用(正常分娩)の保険適用を含め、出産に関する支援等の更なる強化の検討

大学等にかかる教育費負担を軽減します

貸与型奨学金の減額返還制度を利用しやすく、
年収要件等を緩和します。(24年度から)

年収上限引き上げ

これまで
年収上限
325万円以下

※本人所得
400万円以下
であれば
利用可能に

この2人増
500万円以下

この3人増
600万円以下



また、所得連動返還方式を利用している人については、返還額算定のための所得計算の際、こども1人につき33万円を控除します。(24年の所得から適用)

授業料等減免・給付型奨学金(返還不要)の対象を拡大します。

扶養するこどもが3人以上の多子世帯や、理学・工学・農学の私立大学等に進学する学生を対象に、世帯年収600万円程度(目安)まで対象を拡大します。(24年度から)



こどもを3人以上扶養している場合については、所得制限なく、
家庭の負担する大学授業料等が2人以下となります。(25年度開始)

「授業料後払い制度」を 大学院生(修士段階)を対象に導入します。

「授業料後払い制度」は、在学中は授業料を納付せず、卒業後の年収に応じて納付ができる制度です。(24年度から)

スキルアップを応援します

教育訓練給付について、給付率を拡充します。
(◇24年度から)

さらに、訓練期間中の生活を支えるための
新たな給付や融資制度を創設します。
(◇25年度中間開始へ)



年収の壁を意識せずに働きやすく

社会保険(厚生年金・健康保険)の適用対象がさらに広がり、
出産手当金の支給や、老齢年金の充実などメリットが受けられる方が増えます。

2022.10～
従業員101人
以上の勤め先

2024.10～
従業員51人
以上の勤め先



「年収の壁・支援強化パッケージ」実施中 23年10月から

パート・アルバイトの方がいわゆる106万円・130万円の壁を
意識せずに希望通り働くことのできる環境づくりを後押しし
ています。



住まいの支援

子育て環境の優れた公営住宅への優先入居のほか、
空き家の改修、サブリースの促進等によって、

子育て世帯に適した住宅を、
今後10年間で30万戸確保。



★は、企業や全世代が応援して拠出する「子ども・子育て支援金」を充てて実施する施策です。

支援金制度は、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える連帯の仕組みです。
2026年度に創設し、2028年度までに段階的に導入します。医療保険料とあわせて拠出いただきます。
歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で構築します。

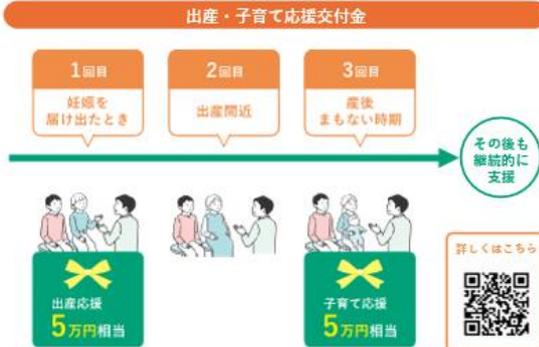
◇は、記載の時期での制度開始を目前して所要の法案を提出する予定の施策です。本資料は2024年2月1日時点の情報がより作成しています。

すべての子どもと子育てを応援します

妊娠・出産、子育ての不安、ありませんか

「伴走型相談支援」では、妊娠から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなごます。

合わせて、
★ 妊娠届出時に**5万円**
出産届出時に**5万円**
相当を支給します。



産後の体調はいかがですか

産後は、出産や育児の疲れから体調が良くない場合や授乳や育児のことで悩みを抱えやすい時期です。そんな時には「産後ケア」を利用してみませんか。

産後1年以内の方であれば、**希望者全員が利用できるような環境を整備しています。**



もっと安心して子どもを預けられる保育環境へ

児童数に対する保育士の配置を手厚くします。

25年度以降早期に

1歳児
6対1 **➤5対1**

24年度～

4・5歳児
30対1 **➤25対1**



保育士等のさらなる処遇改善を進めます。

全てのこどもの育ちを応援するとともに、全ての子育て家庭への支援を強化

「子ども誰でも通園制度」は、保育所等に通っていない満3歳未満の子どもが**時間単位等で柔軟に利用**できます。子育ての悩みも話してみませんか。(◇26年度全国実施へ)



放課後の居場所を充実

放課後児童クラブの職員配置のための支援を拡充しつつ、**受入児童数の拡大を進めます。**



子どもや若者の安全・安心な居場所づくり

子どもや若者が安全で安心できる居場所を見つけられるように、**多様な居場所づくりを進めます。**



学びも生活も。経済的課題を抱えるひとり親家庭等の子どもたちが将来の夢を実現できるように

経済的課題を抱えるひとり親家庭などの子どもたちの**学びへの支援**をさらに充実させます。(23年度から)



生活の安定に向けて
ひとり親の方のスキルアップと就業を多面的にサポート。
ひとり親の方を雇い入れ、
育成・賃上げに向けて取り組む企業への支援も強化します。

こどものSOSを見逃さないように、必要な支援につなげられるように

子育て世帯への訪問支援や食事提供など、**多様なアウトリーチ支援**を充実します。



障害児や医療的ケア児への支援を充実

障害児や医療的ケア児に対する**切れ目のない支援を充実**します。障害児に関する補装具費支給制度について、**所得にかかわらずご利用いただけるようになります。**(◇24年度開始へ)

★は、企業や全世代が応援して拠出する「子ども・子育て支援金」を充てて実施する施策です。

支援金制度は、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える連帯の仕組みです。2026年度に創設し、2028年度までに段階的に導入します。医療保険料とあわせて拠出いただきます。歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で構築します。

◇は、記載の時期での制度開始を目指して所要の法案を提出する予定の施策です。本資料は2024年2月1日時点の情報により作成しています。

共働き・共育てを応援します

男性育休を当たり前

★ 子の出生直後の一定期間内に、両親がともに14日以上の子育て休業を取得した場合には、最大28日間の給付率を現行の67%(手取りで8割相当)から、**80%(手取りで10割相当)**へと引上げ。(◇25年度開始へ)



両立支援等助成金



また、育児休業や短時間勤務を支える体制整備を行う中小企業に対する助成措置を大幅に強化します。(24年1月から開始)

育児休業給付

現状 支給額 = 休業開始時賃金日額 × 休業期間の日数 = **67%**
※育児休業給付と同一です ※休業開始から最多180日
 社会保険料の免除等で実質手取りで80%相当

検討 出生後一定期間内に両親とも育児休業を取得した場合28日を限度に **80%**
 社会保険料の免除等で実質手取りでほぼ**100%**

柔軟な働き方ができる環境へ

こどもが3歳になるまでの場合に、事業主に課されている、短時間勤務制度の措置義務やフレックスタイム制を含む出社・退社時刻の調整等の措置の努力義務に加えて、**テレワークも新たな努力義務に追加**されます。

(注) 所要の法案を今通常国会に提出予定 (2024年2月1日時点の情報)

仕事と育児・介護の両立支援対策の充実について



こどもが3歳以降小学校就学前までの場合に、事業主が職場の労働者のニーズを把握しつつ以下の①～⑤から複数の制度を選択して措置し、その中から**労働者が選択できる制度を創設**します。
 (注) 所要の法案を今通常国会に提出予定 (2024年2月1日時点の情報)

- ① フレックスタイム制を含む出社・退社時刻の調整
- ② テレワーク
- ③ 短時間勤務制度
- ④ 保育施設の設置運営等
- ⑤ 新たな休暇

残業免除(所定外労働の制限)について、請求できる期間をこどもが3歳になるまでから**小学校就学前まで引き上げ**ます。

(注) 所要の法案を今通常国会に提出予定 (2024年2月1日時点の情報)

時短で働いても家計に安心

★ 「**育児時短就業給付**」を創設し、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、**時短勤務時の賃金の10%を支給**します。(◇25年度開始へ)

子の看護休暇がもっと使いやすく

対象となるこどもの年齢を小学校就学前から**小学校3年生修了時まで引き上げ**ます。また、こどもの行事(入園式等)参加や、感染症に伴う学級閉鎖等にも活用できるように**取得事由の範囲も見直**します。

(注) 所要の法案を今通常国会に提出予定 (2024年2月1日時点の情報)



子の看護休暇を取得する際の要件

- 対象者** 小学校就学前のこどもを養育する全労働者(日雇い労働者を除く)
 - ▶ 小学校3年生修了時まで引き上げを検討
- 日数・単位**
 - こども1人につき年間5日(対象となるこどもが2人以上の場合は10日)
 - 日単位、半日単位、または時間単位
 - 1時間の整数倍の時間として取得可能
- 目的**
 - 病気やけがのこどもの世話、こどもの予防接種や健康診断のために取得可能
 - ▶ こどもの入学式や感染症に伴う学級閉鎖等にも取得できるように検討

仕事と育児・介護の両立支援対策の充実について



★ は、企業や全世代が応援して拠出する「子ども・子育て支援金」を充てて実施する施策です。

支援金制度は、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える連帯の仕組みです。2026年度に創設し、2028年度までに段階的に導入します。医療保険料とあわせて拠出いただきます。歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で構築します。

● 令和7年度健康診断結果の提出について

40歳以上75歳未満の被保険者で、令和7年度の健康診断結果を提出いただけていない方がいる事業所には令和8年2月16日、提出依頼の文書をお送りしました。

社員の定期健康診断は必ず実施されると思いますので、「一般健康診断に係る定期健康診断補助金請求書」に健診結果（コピーまたはXMLデータ）、質問表、領収書（コピー可）を添付して、令和8年3月19日（木）までに健康保険組合に提出してください。

健診結果がまだ届いていない場合や、今後年度内に健診を予定されている場合は令和8年4月末日までに必ず提出をお願いします。

● 健康診断を受診されていない扶養家族へのアンケートについて

健康診断を受けておられないと思われる被扶養者356人に「健診受診と健康に関するアンケート」を令和8年2月に自宅あてに送付します。

アンケートにお答えいただき、希望する方には、郵送による血液検査を受けていただくことが出来ます。なお、簡易な血液検査で身体の状態を確認いただくことは出来ますが、来年度は5月にお送りする「受診券」を使って特定健診を受けていただくようお願いします。

※ アンケートの送付対象は40歳以上の被扶養者で、令和8年1月31日時点で健康診断の結果が健康保険組合に届いていない方です。

高血圧症、脂質異常症、糖尿病で令和7年中に医療機関を受診されている方は除外しています。

また、パートなどのお勤め先で健康診断を受けておられる方は、健診結果を健康保険組合に提供いただくようお願いします。健診結果をお送りいただいた方にはお礼として1,000円のクオカードを進呈させていただきます。

健診結果の提供をメールでご連絡いただくと送付用の封筒をお送りいたします

右側のQRコードを読み取り、またはメールアドレスを入力してお申し込みください

件名に「パート先受診」本文に「氏名」「生年月日」「封筒送付先住所」を記入して送信してください

メールアドレス kenshin@hyogo-kenchiku-kenpo.or.jp



● ジェネリック医薬品をお使いいただくために、ご案内書を送付します

ジェネリック医薬品に変更していただくことにより、500円以上薬代が安くなる被保険者・被扶養者に『「ジェネリック医薬品」促進のご案内』を送付します。

（対象は、令和7年6月から令和7年11月までの病院等で処方されたお薬）

令和8年2月16日に、該当事業所様に一括送付させていただきますので、お手数をお掛けして恐縮ですが、該当被保険者の皆様に配布させていただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、ジェネリック医薬品を活用することにより、家計負担・医療費を軽減することができます。

※ ジェネリック医薬品に変更することで自己負担金額の削減効果は次のとおりとなります。

使用している全ての薬をジェネリックにすることで、1,758,487円の削減効果があります。

	支払金額 (負担金額総合計)	効果
先発医薬品での処方分	1,496,356円	ジェネリック医薬品に変更することで、 <u>876,404円負担金額を減らすことができます。</u>
ジェネリック医薬品（後発医薬品）での処方分	866,736円	ジェネリック医薬品が処方されたので、先発医薬品の場合と比べて、 <u>882,083円負担金額の削減効果がありました。</u>

● 「医療費のお知らせ」を送付します

令和7年分の医療費通知を令和8年2月16日に、事業主様に送付しますので、該当被保険者に配付していただきますようお願いいたします。

なお、所得税等の医療費控除の申告手続について、従来の医療費等の領収書の添付等に代わり、健康保険組合が交付する「医療費のお知らせ」（以下「医療費通知」といいます。）を活用できるようになっていますが、次の事項について、ご留意願います。

- 1 医療費通知は、原則として、令和7年1月から令和7年11月までに受診した被保険者及び被扶養者に係る医療費の内容を世帯単位で作成しています。
- 2 医療費控除の申告には、医療費通知の原本が必要です。なお、医療費通知の再発行はできませんので、あらかじめご了承ください。
- 3 マイナンバーカードの保険証利用登録をされている方は、マイナポータルと e-Tax の連携により医療費情報がデータで取得できますので、入力作業が省略できます。
- 4 医療費通知に反映していない令和7年12月に受診した医療費等（令和7年11月以前に受診した医療費で反映していない場合があります。）については、欠落している事項を領収書に基づいて医療費通知に手書き補完することが可能とされています。その場合、領収書は5年間保存する必要があります。
- 5 医療費通知に記載されている医療費の額（自己負担額）と実際に支払った自己負担額が相違している場合は、実際に負担した額に訂正して申告していただきますようお願いいたします。

※ 医療機関から請求のあった診療報酬明細を審査し、過剰な診療や投薬について、病院からの請求を減額して査定される場合があります。また、保険適用外の治療や公費による医療費助成などにより相違する場合があります。

なお、医療機関の窓口で支払う自己負担額の端数処理と医療費通知に記載する医療費の端数処理の方法は異なっています。そのことにより実際に支払った自己負担額が一致していない場合は、訂正していただく必要はありません。

● 事業状況

区 分		令和8年1月分	令和7年1月分	前年同月比
		(A)	(B)	(A) ÷ (B)
事業所数 (件)		164	166	98.80%
被保険者数 (人)	男	3,160	3,206	98.57%
	女	775	750	103.33%
	計 ①	3,935	3,956	99.47%
平均標準報酬月額 (円)	男	433,604	418,978	103.49%
	女	277,394	270,637	102.50%
	計	402,839	390,855	103.07%
標準賞与額総計 (累計・千円)		4,457,137	4,238,797	105.15%
被保険者1人当たり標準賞与額 (累計・円)		1,132,690	1,071,486	105.71%
被扶養者数 (人)	②	2,966	3,093	95.89%
扶養率 (人)	② ÷ ①	0.75	0.78	96.41%

感染性胃腸炎

～ 気をつけよう！季節の疾患 ～

◆感染性胃腸炎とは？

感染性胃腸炎とは、主にウイルスなどの微生物を原因とする胃腸炎の総称です。中でも、「**ノロウイルス**」は毎年冬に流行する、**感染性胃腸炎の原因となるウイルス**です。主にヒトの手指や食品などを介して感染し、腸管内で増殖し、おう吐・下痢・腹痛・発熱などの症状を引き起こします。症状の程度は個人差がありますが、通常3日以内に回復します。しかし、症状回復後でも1週間程度、長い場合は1カ月にわたり、糞便中にウイルスが排泄される場合があります。

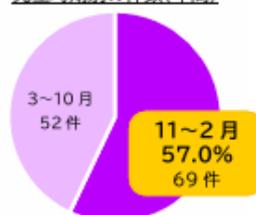
ノロウイルスの治療薬や予防のワクチンはなく、特に抵抗力の弱い子どもや高齢者は吐いた物を喉に詰まらせたり、肺に入って肺炎を起こして死亡するケースもあるので注意が必要です。またノロウイルスは感染力が非常に強く、感染者の吐物や糞便に含まれる数百万～数億個のうち、わずか10～100個程度で感染するとされています。またノロウイルスは、過去に一度感染していても免疫がつかず、何度でも感染する可能性があります。

原因別の食中毒患者数(年間)



患者数で**第1位**

ノロウイルス食中毒の発生時期別の件数(年間)



冬季に多い

食中毒一件あたりの患者数

ノロウイルス	37.7人
その他	8.4人

大規模な食中毒になりやすい



出典：食中毒統計(令和元年～5年の平均 病原因物質が判明している食中毒に限る)

ノロウイルスはなぜ冬に流行するのか？

①ウイルスの

感染力が高くなる

ノロウイルスは**低温・低湿度な環境下では感染力を高め、生存期間が長くなる**と言われます。

20℃の環境では3～4週間の生存期間であるのに対し、4℃の環境では8週間生存できるという報告もあります。



②のどや気管支に

ウイルスが付着しやすくなる

冬は外気が乾燥するうえに、夏場ほど水分を積極的に摂取しなくなるので、のどや気管支の粘膜が乾燥して傷みやすくなり、そこにウイルスが付着して感染します。



③ウイルスが乾燥して

浮遊しやすくなる

低湿度な環境では咳やくしゃみによる飛沫はすぐに乾燥してしまいます。ウイルスは粒子となって空気中を漂うことで感染を広げます。



④牡蠣などの二枚貝を

口にする機会が増える

冬に旬を迎える牡蠣などの二枚貝は、体内にノロウイルスを蓄積している可能性があり、その汚染された二枚貝を生食、もしくは不十分な加熱で口にするとうと感染してしまいます。



◆ラクトフェリンで免疫を強化

ラクトフェリンとは、人やほ乳類の乳をはじめ、涙や唾液、血液中などに含まれる**多機能たんぱく質**のことで、幅広い病原性微生物に対して**感染防御作用を示す**といわれています。近年では、多くの研究から**ノロウイルス対策にも効果が期待できる**ことが明らかになってきました。

ラクトフェリンは、ノロウイルスが侵入してきたときに腸内細胞の表面を覆ってノロウイルスの細胞内への侵入を阻止する働きがあります。また、ラクトフェリンは胃の中でラクトフェリシンという物質に変化しノロウイルスとくっついて、ノロウイルスが細胞に入り込むのを阻止する働きがあります。さらに、ラクトフェリンには免疫細胞のひとつであるNK細胞の働きを活性化する作用があることも明らかになっているため、**発症後の症状を軽減してくれる効果も期待されています**。

ラクトフェリンは熱に弱い性質があるため、ラクトフェリン配合のヨーグルトなどの機能性食品やサプリメントで摂取するのがおすすめです。できるだけ毎日食べることで予防的な効果が期待できます。

